

## 14 日本共産党県議団が提出した意見書・決議（案）

## 憲法違反の安全保障関連法を廃止し、立憲主義の回復を求める意見書（案）

2016年3月、戦闘地域での米軍等への支援や戦乱が続く地域での治安活動の拡大などを認めた安全保障関連法が施行された。このことにより、南スーダンのPKO活動などで、自衛隊が戦後始めて“海外で外国人を殺し、戦死者を出す”危険が現実のものとなっている。「戦争する国づくりを許すな」と安全保障関連法強行後も、「戦争法の廃止を求める統一署名」が全国で1200万を超え、廃止を求める国民の世論と運動はかつてなく広がっている。昨年9月の安倍政権による強行採決にいまだに国民の多くが理解を示していない証である。

安全保障関連法には、日本が攻撃されなくとも同盟国が攻撃されたら海外でいっしょに戦争できる集団的自衛権の行使が盛り込まれた。これは国際紛争解決のための武力行使を禁じる憲法9条に反することは明らかである。

さらに「憲法9条のもとでは集団的自衛権は行使できない」という戦後一貫した政府の憲法解釈を一内閣の閣議決定で百八十度覆したことは立憲主義に反する歴史的暴挙である。憲法よって権力を縛るという立憲主義を土台から覆す閣議決定をそのままにしておくことは決して許されない。

よって、国においては、憲法違反の安全保障関連法を廃止し、閣議決定の撤回で立憲主義を回復するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 消費税10%引き上げの中止を求める意見書(案)

3年半にわたる「アベノミクス」と消費税増税が、日本経済と国民生活を深刻な危機に陥れている。大企業は史上最高の利益を上げ、内部留保が300兆円に上る一方、労働者の実質賃金は5年連続のマイナス、5%も目減りしている。2014年4月の消費税8%への引き上げで、日本経済の6割を占める個人消費は冷え込みつづけ、2年連続マイナスとなった。これは戦後初めての異常事態にほかならない。

このような中、安倍政権は2017年4月からの消費税10%への引き上げについて、2年半先送りすることを決定した。これは「アベノミクス」の破たん、消費税増税路線の破たんを示すものにほかならない。消費税増税による財源確保ができなくなったとして、年金受給期間の短縮など社会保障の充実を先延ばしすることは到底許されない。

そもそも低所得者ほど負担が重い消費税は、社会保障の財源としてもっともふさわしくないものである。社会保障の財源は、逆進性の高い消費税ではなく、大企業や高額所得者への応分の負担でまかなってこそ所得再分配の効果が発揮される。消費税増税と社会保障財源の連動を断ち切り、消費税に頼らず「能力に応じた負担」の原則をつらぬく税制改革こそすすめるべきである。

よって、国においては、消費税10%引き上げは先送りではなく、きっぱりと中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 基地周辺の教育施設への空調維持費助成の維持・拡充を求める意見書（案）

政府は、沖縄など全国の米軍基地や自衛隊基地周辺の小・中・高校など教育施設に対し、空調機（エアコン）の工事費や維持費の補助をおこなってきた。これは戦闘機などの騒音により教室で学ぶ子どもたちの学習環境が損なわれることを軽減するためのものである。しかしながら、国は2016年度から一部施設の維持費補助を廃止することとした。廃止の対象となる学校は、沖縄県で108施設、埼玉県で10施設となっている。沖縄県では、県市町村教育委員会連合会が「学習環境や市町村の財政に影響がある」として国に補助の継続を要請する考えを表明した。

防衛大臣は記者会見で、補助廃止の理由として学校における空調設置率の全国的な向上を理由にあげたが、まったく納得できるものでない。度重なる米兵・軍属による重大犯罪、騒音被害や機体部品の落下事故など重い基地負担が国民を苦しめているなか、沖縄県では米軍基地撤去が圧倒的世論となり、埼玉県内でも米軍基地の早期返還の世論が高まっている。いまやるべきことは米軍基地のない日本の実現であり、ましてや基地負担軽減のための補助の廃止は決して許されるものではない。

また、厳しい財政状況も鑑みて見直したとのことだが、2016年度の防衛費は初めて5兆円を超え、条約上も負担義務のない「思いやり予算」1920億円が盛り込まれた。その一方で、基地による騒音被害を軽減するためのわずかな補助を廃止することは到底容認できない。

よって、国においては、基地周辺の全教育施設について空調維持費助成を維持し、さらなる拡充を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 給付制奨学金の創設を求める意見書（案）

日本国憲法第26条第1項は、全ての国民に教育を受ける権利を保障し、教育基本法第4条第3項は、「経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と規定している。

現在、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「支援機構」）は、100万人以上の学生に奨学金を貸与しており、今や2.6人に1人の学生が支援機構の奨学金を利用している。学費は高騰を続ける一方で、家計収入は年々低下しており、進学のために奨学金制度の果たす役割はかつてなく増大している。

しかしながら、支援機構の奨学金は、第1種（無利子）第2種（有利子）ともに貸与型であり、そのうち約7割が有利子である。さらに、延滞金は年5%と高率である。また、貸与を受けるために保証を付けることが必須条件となっており、個人保証を選べば返済が不能となった際に保証人である親族に請求がなされ、機関保証では毎月高額の保証料が奨学金から天引きされることになる。

現在、支援機構の奨学金を延滞している者は33万人以上に上り、その多くは低賃金の非正規雇用や失業などで返済したくても返済できない奨学生である。奨学生は、卒業後に奨学金の返済を遅滞すればいわゆるブラックリストに登録され、最終的には裁判を起されるなど、支援機構の過酷な取り立ては奨学生の将来を不安にしている。

よって、国においては、一刻も早く給付制奨学金を創設するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。